

規制の事前評価書

法律又は政令の名称： 道路法等の一部を改正する法律案

規制の名称： (1) 歩道における占用の禁止又は制限

(2) 占有物件の維持管理義務の創設

(3) 道路法上の許可等に係る報告徴収・立入検査制度の拡充

規制の区分：新設、改正 (拡充、緩和)、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：国土交通省道路局路政課

評価実施時期：平成30年2月1日

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

(1) 歩道における占用の禁止又は制限

- 幅員が著しく狭い歩道において、占有物件により、歩行者や車いす利用者の安全かつ円滑な通行に支障が生じ、交通事故等も発生しているところであるが、歩道における占用の禁止又は制限が実施されない場合には、引き続き、このような事故が発生することが想定される。

○歩道のある道路法上の道路（以下、「道路」という。）で対面・背面通行中に発生した歩行者と自動車や自転車等による交通事故件数

年度	H26	H27	H28
事故件数（件）	901	775	740

※（公財）交通事故総合分析センター調べ

(2) 占有物件の維持管理義務の創設

- 下水道の管路の損壊による道路陥没等、占有物件の維持管理が適切になされていないことによる道路構造や交通への支障が生じているところであるが、占有物件の維持管理義務が創設されない場合、引き続き、占有物件の損傷等に起因する路面陥没等が発生することが想定される。

○道路における占有物件に起因する路面陥没発生件数

年度	H27	H28
路面陥没発生件数（件）	2,896	2,872

※国土交通省道路局調べ

(3) 道路法上の許可等に係る報告徴収・立入検査制度の拡充

- ・道路占有者による占有物件の維持管理の実施の適切な履行の確保や道路管理者以外による道路に関する工事の適切な実施等を担保することができず、引き続き、道路の構造への支障等が生じることが想定される。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

(1) 歩道における占有の禁止又は制限

【課題及びその原因】

- ・幅員が著しく狭い歩道において、占有物件が歩行者や車いす利用者の安全かつ円滑な通行への支障となり、歩道から歩行者がはみ出て通行することによる自動車や自転車等との事故の発生や、歩道において車いすがすれ違ふことができない等の問題が生じている。

【規制の内容】

- ・道路管理者は、幅員が著しく狭い歩道について歩行者の安全かつ円滑な通行を図るために特に必要があると認める場合に、道路の占有の禁止又は制限を行うことができることとする。

【規制以外の政策手段の内容】

- ・幅員が著しく狭い歩道において、道路管理者が、原則として拡幅工事を行うことが考えられる。
- ・当該政策手段により、規制案と同様、幅員が著しく狭い歩道において、歩行者や車いす利用者の安全かつ円滑な通行の確保等の効果が期待できるが、その実行には、拡幅に係る工事費用や用地買収費用等、規制案と比べ、膨大な費用が発生すると見込まれるため、規制案の採用が妥当である。

(2) 占有物件の維持管理義務の創設

【課題及びその原因】

- ・道路占有を行っている物件の維持管理は、通常、占有者により適切に行われ、占有物件に係る個別の事業法等がある場合には当該事業法等に基づき行うこととされているが、実態として、占有物件の維持管理が適切に行われていないことに起因する、道路構造の損傷等が発生し、道路の交通機能の阻害が発生している。特に、下水道の管路等、地下に埋設された占有物件について、これらの損壊に起因する道路陥没が多発している。

【規制の内容】

- ・道路占有者は、国土交通省令で定める基準に従い、占有物件の維持管理をしなければならないこととするとともに、道路管理者は、道路占有者が当該基準に従っていないと認めるときは、措置命令ができることとする。

【規制以外の政策手段の内容】

- ・道路管理者は、道路占有者が行う維持管理費用の一部を補助することが考えられる。
- ・当該政策手段により、道路占有者による占有物件の適切な維持管理の実施が、一定程度促進されることが考えられるが、膨大な行政費用が生ずるほか、適切な維持管理の実施が道路占有者の任意によることとなるため、十分な実効性を確保することはできない。このため、規制案の採用が妥当である。

(3) 道路法上の許可等に係る報告徴収・立入検査制度の拡充

【課題及びその原因】

- ・道路法に基づく占有許可や自動車専用道路に係る連結許可、道路管理者以外の者による道路に関する工事の承認等には、報告徴収・立入検査の規定は設けられていない。
- ・今般の改正により、道路占有者による占有物件の維持管理義務を創設することに伴い、当該義務の適切な履行を確保する必要がある。
- ・自動車専用道路に係る連結許可については、道路法第48条の6の規定に基づき、連結施設の維持管理を実施することが義務付けられているが（定期的な保守点検、通行の支障となる損害の修繕・物件の除却等）、これが適切に実施されていないことにより、連結施設である通路等において、標識の破損や視認性の低下などにより車両の通行に支障が生じ、そのことにより自動車専用道路における交通の高速化・円滑化に支障が生じる場合がある。
- ・道路管理者以外の者による道路に関する工事の承認については、工事の承認申請時に提出された設計・実施計画に沿ってない粗雑な工事によって、道路構造の損傷や工事時期の遅延が生じ、それによる交通の輻輳の発生等の支障が生じる場合がある。
- ・このため、これらの許可や承認に係る条件等の確実な実行を確保する必要がある。

【規制の内容】

- ・道路管理者は、道路法に基づく占有許可や自動車専用道路における連結許可等、道路法に基づく許可等を受けた者に対し、道路管理上必要な報告徴収・立入を行うことができることとする。

【規制以外の政策手段の内容】

- ・道路管理者は、道路法に基づく許可等を受けた者に対し、必要に応じ、許可等の条件の遵守状況等を確認するため定期的に巡回することが考えられる。
- ・当該政策手段により、許可等の実効性を確保する等、一定程度の効果が期待できるが、道路管理者が巡回によって得られる情報は、外見上明らかな情報等に限定されることが考えられるため、実効性を十分に確保することはできない。このため、規制案の採用が妥当である。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

【遵守費用】

(1) 歩道における占用の禁止又は制限

(既設の占用物件に係る費用)

- ・ 占用物件の撤去に要する費用
- ・ 占用物件の移設に要する費用（道路の占用による場合は当該許可申請に要する費用、道路区域外に再度設置する場合には土地の賃貸借料等が発生）

(新設の占用物件に係る費用)

- ・ 物件の新設に要する追加的費用（道路の占用による場合は当該許可申請に要する費用、道路区域外に設置する場合には土地の賃貸借料等が発生）
- ・ これらの遵守費用については、対象とする占用物件を電柱と想定し、既設の電柱について直接埋設方式により無電柱化を実施するとした場合には、1 km当たり約 2.6 億円程度が必要となる。しかしながら、占用の禁止又は制限の実施内容は、道路構造や道路交通の状況、沿道状況等の個別具体の状況を踏まえて道路管理者が判断することとなることから、規制全体に係る費用を金銭価値化することは困難である。

(2) 占用物件の維持管理義務の創設

- ・ 道路占用者に要する占用物件の維持管理費用
- ・ 今般新設する占用物件の維持管理義務は、点検等の頻度・方法について、通常行われるべき水準の点検等（個別業法により点検等の水準が定められている場合には当該水準の点検等）が実施されていれば、道路の構造若しくは交通への支障又はそのおそれが生じない限り、道路法上の維持管理義務違反とはならないものと考えているところであり、本規制案により追加的に費用が生ずることは基本的には想定されない。

(3) 道路法上の許可等に係る報告徴収・立入検査制度の拡充

- ・ 報告徴収及び立入検査に対応するための費用が生ずることが想定されるが、必要な場合に限り報告徴収又は立入検査を行い、定常的に行うことは想定されないため、当該費用は軽微であると考えられる。

【行政費用】

(1) 歩道における占用の禁止又は制限

- ・ 占用の禁止又は制限を行う区域の指定等の実施事務に要する費用

(2) 占用物件の維持管理義務の創設

- ・ 適切に維持管理を行っていない者に対する措置命令の実施等に要する費用
- ・ 道路占用者が適切に維持管理を行っていることの確認に要する費用

- (3) 道路法上の許可等に係る報告徴収・立入検査制度の拡充
- ・報告徴収及び立入検査の実施に要する費用

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

該当なし

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

- (1) 歩道における占用の禁止又は制限
 - ・幅員が著しく狭い歩道において、歩行者や車いす利用者の安全かつ円滑な通行を確保することができる。
 - ・幅員が著しく狭い歩道において、歩道から歩行者がはみ出て通行することによる、歩行者と自動車や自転車等による交通事故を防止することができる。
- (2) 占有物件の維持管理義務の創設
 - ・占有物件の維持管理が適切に実施されないことに起因する占有物件の破損等により、道路の陥没や、路面下空洞が生じたりすることを防止することができる。
 - ・道路陥没等により道路の交通機能が阻害されることを防止することができる。
- (3) 道路法上の許可等に係る報告徴収・立入検査制度の拡充
 - ・道路法に基づく占有許可や自動車専用道路に係る連結許可や、道路管理者以外の者による道路に関する工事の承認等に係る条件等の遵守状況等について、報告徴収・立入検査により正確に把握・確認できるようになる。確認の結果、遵守状況等に問題があれば、監督処分が可能であり、このことにより、許可等の実効性を確保することができる。
 - ・占有物件の維持管理の実施状況等について、報告徴収・立入検査により正確に把握・確認できるようになり、占有物件の維持管理義務等の実効性を確保することができる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

--

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

該当なし

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

(1) 歩道における占用の禁止又は制限 ・災害が起きた際に、幅員が狭い歩道において電柱が倒れ、歩行者と接触し、死傷者もでかねない事故等の発生を防止することができる。 ・良好な景観形成に資する。
--

5 費用と効果（便益）の関係

⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

(1) 歩道における占用の禁止又は制限 ・本規制の導入には、占用の禁止又は制限を行った道路における既設の占有物件の撤去に要する費用等の遵守費用及び占用の禁止又は制限を行う区域の指定等の実施事務に要する費用等の行政費用が見込まれる。 ・一方で、幅員が著しく狭い歩道において、歩道拡幅等が困難な場合であっても、占用の禁止又は制限を行うことにより、歩行者や車いす利用者の安全かつ円滑な通行を確保することができることに加え、占有物件がある幅員の狭い歩道において、歩道から歩行者がはみ出て通行することによる、歩行者と自動車や自転車等による交通事故を防止することができるなど、大きな効果を期待できる。 ・当該規制案は、災害時の電柱の倒壊等による事故等の発生を防止し、さらに、良好な景観形成に資するため、地域全体の文化的価値が向上し、観光客の誘致の一因になり得る等といった副

次的な効果も想定できる。

- ・このため、効果が費用を上回ると考えられることから、当該規制案を導入することが適当である。

(2) 占用物件の維持管理義務の創設

- ・本規制の導入には、道路占有者に要する占用物件の維持管理費用等の遵守費用としては追加的に生じる費用は基本的には見込まれず、適切に維持管理を行っていない者に対する措置命令等に要する費用等の行政費用の発生のみが見込まれる。
- ・一方で、道路陥没等の、場合によっては死傷者もでかねない事故の未然防止を図ることができるとともに、道路陥没等により道路の交通機能が阻害されることを防止することができる。これらの効果は、道路の安全かつ円滑な通行を確保する上で非常に重要である。
- ・このため、効果が費用を上回ると考えられることから、当該規制案を導入することが適当である。

(3) 道路法上の許可等に係る報告徴収・立入検査制度の拡充

- ・本規制の導入には、報告及び検査に対応するための費用である遵守費用及び報告徴収及び立入検査の実施に要する費用である行政費用が見込まれる。
- ・一方で、道路法に基づく占用許可や自動車専用道路に係る連結許可、道路管理者以外の者による道路に関する工事の承認等に係る条件等の遵守状況等について、報告徴収・立入検査により正確に把握・確認できるようになり、許可等の実効性を確保することができる。さらに、占用物件の維持管理の実施状況等について、報告徴収・立入検査により正確に把握・確認できるようになり、占用物件の維持管理義務等の実効性を確保することができるなど、大きな効果を期待できる。
- ・このため、効果が費用を上回ると考えられることから、当該規制案を導入することが適当である。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

(1) 歩道における占用の禁止又は制限

【代替案の内容】

- ・道路管理者は、占用許可申請者（義務占用物件については、工事計画書を提出した者。以下単に「占用許可申請者」という。）に対し、幅員の著しく狭い歩道における占用がなされないよう、占用の場所について指導を行うこととする。

【費用】

遵守費用

- ・他の場所への占用物件の移設又は新設に要する追加費用が生じる。

行政費用

- ・占用許可申請者への指導に要する費用が生じる。

【効果（便益）】

- ・幅員が著しく狭い歩道において、歩行者や車いす利用者の安全かつ円滑な通行を確保することができる。
- ・幅員が著しく狭い歩道において、歩道から歩行者がはみ出て通行することによる、歩行者と自動車や自転車等による交通事故を防止することができる。
- ・ただし、占用者の任意の対応によるため、実効性は限定的である。

【規制案と代替案の比較】

- ・代替案においても、歩道における交通の安全かつ円滑を図る上で一定の効果が見込まれるものの、占用許可申請者が、幅員の著しく狭い歩道において占用を行わないように強制することまではできず、その効果は限定的なものとする。
- ・この点、規制案については、道路管理者が占用の制限又は禁止を行うこととしており、当該制限又は禁止に違反した者には、監督処分等を行うことも想定されることから、実効性が担保され、より効果的な措置を講ずることができると考えられる。
- ・このため、代替案よりも、規制案の方が優れていると考えられる。

(2) 占用物件の維持管理義務の創設

【代替案の内容】

- ・道路管理者は、道路占用者に対して、占用物件を適切な頻度で維持管理をすべき旨の指導を徹底して行うこととする。

【費用】

遵守費用

- ・道路占有者に要する占有物件の維持管理費用
- ・今般新設する占有物件の維持管理義務は、点検等の頻度・方法について、通常行われるべき水準の点検等（個別業法により点検等の水準が定められている場合には当該水準の点検等）が実施されていれば、道路の構造若しくは交通への支障又はそのおそれが生じない限り、道路法上の維持管理義務違反とはならないものと考えているところであり、本規制案により追加的に費用が生ずることは基本的には想定されない。

行政費用

- ・道路占有者に対する指導を徹底するための啓発活動に要する費用を負担することとなる。

【効果（便益）】

- ・道路占有者が、適切な頻度で占有物件の維持管理を行うようになり、下水道の老朽化による路面陥没等の道路構造の損傷防止に資することができる。
- ・ただし、占有者の任意の対応によるため、実効性は限定的である。

【規制案と代替案の比較】

- ・代替案においても、道路構造の損傷防止等に一定程度資すると考えられるが、道路管理者の指導に従うか否かは、道路占有者の判断によるため、代替案の実効性の確保は十分でない。
- ・この点、規制案については、道路管理者は、道路占有者が基準に従って維持管理を行っていないと認めるときは、措置命令ができることとしており、道路占有者による、適切な基準に則った適切な頻度での占有物件の維持管理が担保されるため、より効果的な措置を講ずることができる。
- ・このため、代替案よりも、規制案の方が優れていると考えられる。

(3) 道路法上の許可等に係る報告徴収・立入検査制度の拡充

【代替案の内容】

- ・道路管理者は、占有許可を受けた道路占有者に対してのみ、道路管理上必要な報告徴収・立入を行うことができることとする（道路法に基づく他の許可等を受けた者は、報告徴収・立入検査の対象としないこととする。）。

【費用】

遵守費用

- ・報告徴収及び立入検査に対応するための費用が生ずることが想定されるが、必要な場合に限り、報告徴収及び立入検査を行い、定常的に行うことは想定されないため、当該費用は軽微であると考えられる。

行政費用

- ・報告徴収及び立入検査の実施に要する費用の発生が見込まれる。

【効果（便益）】

- ・道路管理者は、占用物件の維持管理の実施状況等について、報告徴収・立入検査により正確に把握・確認できるようになり、占用物件の維持管理義務等の実効性を確保することが期待できる。

【規制案と代替案の比較】

- ・代替案においても、占用物件の維持管理義務等の実効性を確保することが期待できる。
- ・一方で、規制案については、自動車専用道路における連結許可や道路に関する工事の承認を受けた者に対しても、道路管理上必要な報告徴収・立入を行うことができることとしているところ、連結許可制度は自動車専用道路における交通の高速化・円滑化を図る上で重要な制度であり、また、工事承認についても、当該工事がなされた後は道路管理者が当該道路の管理を行うこととなるため、当該工事による道路管理上の支障の発生を防ぐことが非常に重要である。このため、これらについても報告徴収・立入検査の対象とする規制案の方が、適切な道路管理の実現を図る上でより効果的である。
- ・このため、代替案よりも、規制案の方が優れていると考えられる。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

(1) 歩道における占用の禁止又は制限

- ・歩道のある道路で対面・背面通行中に発生した歩行者と自動車や自転車等による交通事故件数のデータについては、(公財)交通事故総合分析センターの調査結果に基づき記載。

(2) 占用物件の維持管理義務の創設

- ・道路法で規定された道路における占用物件に起因する路面陥没発生件数のデータについては、国土交通省道路局の調査結果に基づき記載。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

当該事前評価書記載の各規制については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえ、施行から5年後（平成35年度）に事後評価を実施する。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

○事後評価に向け、以下の統計及び指標等により、効果等を把握する必要があると考える。

（１）歩道における占用の禁止又は制限

- ・歩道のある道路で対面・背面通行中に発生した歩行者と自動車や自転車等による交通事故件数

（２）占用物件の維持管理義務の創設

- ・道路における占用物件に起因する路面陥没発生件数

（３）道路法上の許可等に係る報告徴収・立入検査制度の拡充

- ・道路における占用物件に起因する路面陥没発生件数